

【1981年8月28日】児童手当制度に関する特例措置案について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

昭和56年8月28日

社会保障制度審議会

会長 大河内 一男殿

厚生大臣 村山達雄

諮問書

児童手当制度に関し別添要綱のとおり特別措置を講ずることについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

児童手当制度に関する特例措置案要綱

第一 特例措置の趣旨

財政再建期間中、児童手当の所得制限額及び給付に関し、所要の特例措置を講ずるものであること。

第二 特例措置の要点

1. 所得制限額に関する事項

児童手当にかかる所得制限額は、昭和57年6月1日から昭和60年5月31日までの間、老齢福祉年金の受給権者本人にかかる所得制限額を参酌して政令で定めるものとする。

2. 特例的な給付の支給に関する事項

（1）児童手当が所得制限により支給されない被用者又は公務員であって一定の所得未滿の者に対し、1に定める期間中、第3子以降の児童1人につき月額5,000円の特例的な給付を行うこと。

（2）特例的な給付の支給に要する費用は、その全額を事業主から徴収する拠出金をもって充てること。

3. その他

（1）財政再建期間終了後における児童手当制度のあり方について、全般的な検討を行うものとする。

（2）その他所要の規定を整備すること。

（注）この特例は、行財政改革に関する一括法案において措置する予定である。